

第2 消防用設備等（特殊消防用設備等）の消防検査

法17条の3の2に基づく検査については、各設備に応じて別紙2-1から2-21の確認表を活用し検査を実施することとし、各項目の適否の判断は、「消防用設備等試験実務必携」等を参照すること。

また、記載された内容以外についても必要に応じた検査を実施すること。

別紙2-1	消火器具
別紙2-2	屋内消火栓設備・屋外消火栓設備・連結送水管
別紙2-3	スプリンクラー設備・水噴霧消火設備
別紙2-4	泡消火設備
別紙2-5	不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備
別紙2-6	動力消防ポンプ設備・消防用水・フード等用簡易自動消火装置
別紙2-7	自動火災報知設備
別紙2-8	ガス漏れ火災警報設備・漏電火災警報器
別紙2-9	消防機関へ通報する火災報知設備・非常警報設備
別紙2-10	避難器具・誘導灯
別紙2-11	排煙設備・連結散水設備
別紙2-12	非常コンセント設備・無線通信補助設備
別紙2-13	パッケージ型消火設備・パッケージ型自動消火設備
別紙2-14	特定施設水道連結型スプリンクラー設備
別紙2-15	特定小規模施設用自動火災報知設備・複合型居住施設用自動火災報知設備
別紙2-16	特定駐車場用泡消火設備
別紙2-17	共同住宅用スプリンクラー設備
別紙2-18	共同住宅用自動火災報知設備
別紙2-19	住戸用自動火災報知設備
別紙2-20	共同住宅用非常警報設備
別紙2-21	共同住宅用連結送水管・共同住宅用非常コンセント設備